

芦屋市営住宅の設置及び管理に関する条例施行規則で定める内容

犯罪被害者等のうち、市内に住所を有する者であって、市営住宅を一時的に使用することができる者（条例第42条の2第1項の規則で定めるもの）は、次に掲げる要件を全て満たす者とする。

- (1) 犯罪被害を受けた者であって、犯罪被害を受けたときから引き続き市内に住所を有しているもの
- (2) 犯罪被害を受けた者の配偶者、扶養義務者又は遺族（配偶者及び扶養義務者を除く。）であって、当該犯罪被害の発生時に犯罪被害を受けた者と同居していたもの
- (3) 犯罪被害の発生日から起算して1年以内であること。

※ 犯罪被害とは、犯罪行為による死亡、重傷病（負傷又は疾病に係る身体の被害であって、療養の期間が1月以上のもの）をいう。